

5,000円分の神奈川県収入証紙を貼り付けます(4つの枠のうち貼付位置は自由)。※収入印紙や、横浜市等の他自治体の収入証紙では受付できません。

(収入証紙)

第5号様式(第4条、第9条の2関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

教育職員検定及び普通免許状授与等申請書

申請書は、申請免許1件につき1枚ずつ必要です

(ex: 中学と高校の免許状を1件ずつ(計2件)申請する場合、申請書2枚、収入証紙も5,000円×2セット必要です)。

令和〇年 〇月 〇日

勤務校名

勤務校の電話番号 () -

氏名(自署)は、手書きでご記入ください
(コピー不可)

申請者 住所 神奈川県〇〇市△△1-2-3

氏名 免許 太郎
(自署)
電話番号(昼間の連絡先)
(〇〇〇) 〇〇〇 〇〇〇〇

「幼稚園」「小学校」「中学校」「高等学校」「養護」「栄養」のいずれか
※今回新たに取得する免許状の種類を記載

「専修」「一種」「二種」のいずれかを記載

「中学校」「高等学校」の場合のみ、今回新たに取得する教科を記載
※幼稚園・小学校・養護・栄養の場合は空欄

規定に該当しないことを宣誓します。

普通免許状の種類 _____ 教諭 _____ 免許状 _____ 教科、領域又は事項(_____)

(専修免許状の場合には、専攻名 _____)

- 備考
- 1 普通免許状の種類は、教諭の前記の種類(専修免許状の申請の場合のみ記載)大学院での専攻の種類が
 - 2 教科、領域又は事項()は _____ の種類がある場合に、括弧内に記入して _____ 分野を記載(例:「教育学専攻」「体育学専攻」等)

- 参考
- 教育職員免許法第5条第1項第4号から第7号までの規定に該当する者とは、次に挙げる者をいいます。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者(第4号)
 - (2) 公立学校の教員であって、懲戒免職又は分限免職の処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者(第5号)
 - (3) 国・公・私立学校の教員又は教育職員以外の者であって、免許状取上げの処分を受け、当該処分から3年を経過しない者(第6号)
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者(第7号)